

## 名義預金、生前贈与について

被相続人様（今回、亡くなられた方）名義の預金（財産）ではなくても、実質的な所有者が被相続人様の場合には相続財産として申告しなければなりません。

### 基礎知識

- ・年間110万円を超える贈与にはたとえ夫婦間であっても税金がかかります。
- ・贈与税の時効は6年（悪質なものは7年）です。

（一例）

1. 被相続人の通帳から出金があり、相続人の通帳に入金があった。（日付と金額の関連性）

⇒ 典型的な生前贈与にあたりますので、相続財産として計上が必要です。

2. 会社経営者の夫の相続財産としての預金が1億円、専業主婦の妻の預金が2億円ある。

⇒ 実際に過去に預金の移動が認められなくても、税務調査で目をつけられるポイントとなります。（収入と財産形成のバランス）

3. 10年以上前に子供名義で預金を開設したが、預金の入出金や通帳・印鑑の管理は被相続人が行っていた。

⇒ 贈与税申告や当時の契約書等がなければ贈与と認められず、時効は関係なくなります。

### ○ 申告しないとどうなるのか！？

税務調査が入り、税務署から指摘を受けた場合に、追加で余分な税金を払わなくてはなりません。ペナルティには、延滞税（約5%）、過少申告加算税（10%）、重加算税（35%）などがあり、また、悪質な場合には、場合によって罰金や懲役刑になる場合もあります。

### ○ 配偶者の名義預金について家事労働に対する収入とは考えられないのか！？

税務上の考えとしては一切認められません。ただ、その代わりに、相続税法には配偶者控除と呼ばれる特例があります。こちらは、相続財産を配偶者が取得した場合には1億6千万円（もしくは法定相続分）までは、税金がかからない特例です。

